

令和4年 第16回  
教育委員会臨時会会議録

令和4年9月26日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2595号  
令和4年第16回臨時会

日 時 令和4年9月26日(月) 午後2時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2574号 第10回定例会(令和3年10月13日)
- 第2575号 第24回臨時会(令和3年10月25日)
- 第2576号 第11回定例会(令和3年11月8日)
- 第2577号 第26回臨時会(令和3年11月22日)
- 第2578号 第12回定例会(令和3年12月13日)
- 第2579号 第28回臨時会(令和3年12月27日)
- 第2580号 第1回定例会(令和4年1月13日)
- 第2581号 第1回臨時会(令和4年1月24日)
- 第2582号 第2回定例会(令和4年2月14日)
- 第2583号 第5回臨時会(令和4年2月28日)
- 第2584号 第3回定例会(令和4年3月14日)

第2585号 第9回臨時会（令和4年3月28日）

日程第2 審議事項

- 1 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立青山運動場管理棟の機械設備改修工事等に伴うテニスコートの休場について
- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議事項

- 1 港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた子育て支援策（素案）について
- 2 弓道場の整備について（非公開）

日程第4 報告事項

- 1 令和4年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 3 後援名義等の8月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 7 図書館の8月分利用実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 10 みなと科学館の8月利用状況について
- 11 10月教育人事企画課事業予定について
- 12 港区立芝浜小学校における地域開放の開始について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第16回港区教育委員会臨時会を開会します。

本日は、山内委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午後2時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営に関して、日程第1 会議録承認後の流れについてお諮りします。

初めに、日程第3 協議事項第2「弓道場の整備について」は非公開での協議とし、日程を変更して、会議録承認後、最初に協議を行います。その後、協議事項第1の協議を行いたいと思います。

続いて、審議事項に入りますが、審議事項第1の説明に先立ち、前提となる報告事項第12の説明を行います。

その後は日程のとおり進行いたしますが、審議事項のうち、改正理由が共通している審議事項第3から第7までの5件の規則改正については、一括して説明を受けてから質疑を行い、1件ずつ採決することとしたいと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議事日程を一部変更して進行し、協議事項第2につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

また、審議事項第3から第7までにつきましては港区教育委員会会議規則第14条第2項に基づき、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することといたします。

日程第1 会議録の承認

第2574号 第10回定例会 (令和3年10月13日)

第2575号 第24回臨時会 (令和3年10月25日)

第2576号 第11回定例会 (令和3年11月8日)

第2577号 第26回臨時会 (令和3年11月22日)

第2578号 第12回定例会 (令和3年12月13日)

第2579号 第28回臨時会 (令和3年12月27日)

第2580号 第1回定例会 (令和4年1月13日)

第2581号 第1回臨時会 (令和4年1月24日)

第2582号 第2回定例会 (令和4年2月14日)

第2583号 第5回臨時会 (令和4年2月28日)

第2584号 第3回定例会（令和4年3月14日）

第2585号 第9回臨時会（令和4年3月28日）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。

令和3年10月13日開催、第2574号第10回定例会から令和4年3月28日開催第2585号第9回臨時会までの12件につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

### 日程第3 協議事項

#### 2 弓道場の整備について（非公開）

○教育長 それでは日程第3 協議事項に入ります。これより非公開の協議に入ります。協議事項第2、弓道場の整備について、説明をお願いいたします。

（非公開審議）

#### 1 港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた子育て支援策（素案）について

○教育長 次に、協議事項第1「港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた子育て支援策（素案）について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた子育て支援策（素案）について」の協議をいたします。協議資料ナンバー1を御覧ください。こちらは、令和4年10月6日、素案審議に向けての教育委員会協議を行うものとなります。協議の内容は、子育て支援策（素案）を策定し、今後の、就学前の子どもがいる世帯に対する子育て支援策を充実させるというものでございます。

策定の背景です。近年、子育て支援に関する大きな制度改革、感染症の感染拡大が社会生活に及ぼす様々な影響、区の児童相談所設置支援の意向、区における待機児童ゼロの達成、継続など、区内の就学前の子どもを取り巻く環境が大きく変化しました。就学前の子どもがいる世帯が持つニーズや課題も変化しまして、新たな子育て支援策検討の必要性が生じています。本年1月には、区内在住の就学前の子どもがいる全世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。このたび、子育て支援策（素案）は、アンケート調査で把握した環境変化に伴う新たなニーズや課題を踏まえつつ、さらに未来のニーズを見据えながら、柔軟に施策を展開していくことを目的として作成するものでございます。

環境変化等を踏まえた子育て支援策のポイントです。こちらは資料1-2を御覧ください。A3のペーパーでとじたものになっております。こちら、策定の背景、そして環境の変化は、今ご説明したとおりになります。1枚おめくりいただきまして、第3章のところを御覧いただきたいと思っております。表側のとおり、世帯を四つに分類しております。施設の利用世帯、在宅子育て家庭、特別な支援が必要な子どもがいる世帯、ひとり親世帯ということで、ジャンルで分けております。そして

表頭にありますとおり、これまでのもの。これは平成30年度に行った調査から出ているもの、そして、現状、今回のアンケートで出てきたもの。現状並べまして、その傾向から課題を抽出し、対応すべきニーズや課題をまとめております。右側には、支援策ということで、全体で18の策を記載しております。

教育委員会に直接関係する支援策は、6番、7番、8番、9番、15番ということで、この五つについてマーキングしておりますけれども、こちらが教育委員会に関連する支援策となります。

一つ一つの詳細につきましては、もう1ページおめくりいただきまして、3ページ、第4章というところで個別に並べております。まず、6番です。区立幼稚園における子育てサポート保育の充実ということで、そちら区立幼稚園の利用世帯や、利用を希望する世帯の要望を踏まえまして、子育てサポート利用の保育の利用時間を延長するものでございます。現在の16時30分までから、17時までへ延長いたします。

7番です。区立幼稚園における夏休みと一時預かり施設事業の施行試行実施でございます。こちら、区立幼稚園の利用者に一定の需要が見込まれるということも踏まえまして、夏季などの長期休業中に園児を預かる一時預かりを、一部の園で試行実施するというものになります。続きまして8番です。幼稚園紹介パンフレットの発行ということで、就学前の子どもがいる世帯に、今後、選択の幅を広げてもらうことも含めまして、幼稚園の魅力や特色が伝わるように、港区内の幼稚園全園を紹介するパンフレットを作成するものでございます。こちらは右側にAとありますとおり、もう令和4年度から実施しております。

9番です。私立幼稚園の園庭開放の推進に関する支援ということで、私立幼稚園が地域に対して魅力を発信できる、また地域の子どもの外遊びの確保ということも目的としまして、私立幼稚園の園庭を開放する事業でございます。開放する園に対して支援を行うものになります。

1枚おめくりいただきまして、15番になります。私立幼稚園への特別支援アドバイザー派遣、保育補助員配置支援、特別支援教育担当者会の拡充ということです。特別な支援が必要な子どもが、私立幼稚園にも見受けられます。そうした区内の私立幼稚園の要望も踏まえまして、そうした希望に沿う形、支援する形というものを拡充するものでございます。

1枚目にお戻りいただきますけれども、今後のスケジュールとなります。今回、こうしたことも含めた全体の素案を10月6日、庁議にかけまして、その後、10月12日、教育委員会に素案として改めてご審議申し上げたいと思います。10月の下旬には区議会の方へ素案を報告しまして、その後、庁内の会議、パブリックコメントを経まして、さらに年明けには確定版として議会報告という段取りとなっております。簡単ですが説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

#### 日程第4 報告事項

##### 12 港区立芝浜小学校における地域開放の開始について

○教育長 日程の第2、審議事項に入ります。初めに議案第86号の説明に先立ち、報告事項第12「港区立芝浜小学校における地域開放の開始について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 生涯学習スポーツ振興課、竹村でございます。そうしましたら、報告事項から入らせていただきます。本日付報告資料ナンバー12を用いてご説明いたします。「港区立芝浜小学校における地域開放の開始について」でございます。こちらは港区立学校施設の開放に関する規則第1条に規定する目的を達成するため、新たに港区立芝浜小学校の地域開放を令和5年1月4日から開始することについてご報告するものでございます。

項番1「経緯」でございます。港区立学校施設の開放に関する規則におきまして、学校施設については、学校教育に支障のない範囲で開放し、地域の児童及び幼児の安全な遊び場として確保するとともに、地域住民のスポーツ活動の場として活用することとしております。芝浜小学校は、基本構想、基本計画の策定段階から、地域住民に開放することを前提としておりました。このたび、屋上校庭に、夜間開放に必要な電灯設備の設置工事が完了し、また、港区施設予約システムへの登録作業も終了いたしましたので、令和5年1月4日から地域開放といわれる、遊び場開放及びスポーツ開放を開始いたします。

項番2「地域開放開始日」でございます。こちらにつきましては、令和5年1月4日を予定しております。

項番3「開放施設」につきましては、7階にある体育館と、屋上の校庭となります。

項番4「利用方法」でございます。(1)遊び場開放につきましては、開放日当日、直接現地で受付をいたします。(2)スポーツ開放につきましては、利用希望月の2か月前の5日から、港区施設予約システムにより申込みを受付いたします。項番5「使用料について」でございます。遊び場開放につきましては無料となっております。スポーツ開放につきましては、港区立学校施設等使用事前届出団体は免除となりますので無料でございますが、ただし、夜間照明の付帯設備使用料につきましては徴収いたします。

項番6「周知方法」でございます。令和4年10月中旬以降、順次地域の皆様への説明を行いまして、広報みなど、区ホームページ、区ツイッター、区設掲示板へのポスター掲示等により周知いたします。

項番7「今後のスケジュール」でございます。この後、10月11日に開催予定の行政経営推進委員会へご報告させていただきました後、10月下旬の区民文教常任委員会へ報告させていただく予定としております。その後、地域等への周知を図った上で、11月5日に施設予約システムから1月分の申込み受付を開始し、年明け令和5年1月4日から地域開放を開始いたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

日程第2 審議事項

1 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは次に、議案第86号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付、議案資料ナンバー1を用いまして、ご説明いたします。本件は先程ご報告しましたとおり、芝浜小学校の地域開放において、夜間の校庭開放が開始されることに伴いまして、港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正することについてお諮りするものでございます。

2 ページ目を御覧ください。本件は、港区立学校施設等使用条例施行規則の第7条、設備の使用料について定めている表のうち、校庭の照明使用料に係る記載を、これまでは青山中学校だけで照明使用料を徴収していたため、特段学校名の記載等がございませんでしたが、今回、芝浜小学校においても夜間開放を開始することに伴いまして、改めてそれぞれの学校名と金額を記載するよう改正するものでございます。

3 ページ目を御覧ください。資料1-2でございまして、こちらは新旧対照表となっております。今の説明が新旧で比較されております。細かい説明につきましては、4 ページ目の資料、本日付の資料1-3を御覧ください。審議内容につきましては、繰り返しとなりますが、芝浜小学校の地域開放において夜間の校庭開放が開始されることに伴い、港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正するものでございます。

項番1「改正理由」でございまして、芝浜小学校では、令和5年1月4日から、学校教育に支障のない範囲で地域開放を開始いたします。芝浜小学校での地域開放では、照明設備を使用した夜間の校庭開放を実施することから、当該校における照明に係る付帯設備使用料を新たに定めます。

項番2「改正内容」でございまして、港区立学校施設等使用条例施行規則第7条の設備の使用料につきまして、表の記載を以下のとおり改正します。なお、校庭設備の照明使用料については、これまで青山中学校の照明設備のみを定めておりましたが、芝浜小学校での夜間校庭開放が開始されることに伴いまして、当該校における付帯設備使用料を新たに算定しました。芝浜小学校の照明使用料につきましては、1面、1回当たり2時間となりますが、こちらで400円となります。参考としまして、算定式を記載しております。

最後に、施行期日につきましては、令和4年11月1日を予定しております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第86号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようでございまして、議案第86号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

## 2 港区立青山運動場管理棟の機械設備改修工事等に伴うテニスコートの休場について

○教育長 次に、議案第87号「港区立青山運動場管理棟の機械設備改修工事等に伴うテニスコートの休場について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー2を用いましてご説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。本件は、港区公共施設マネジメント計画に基づきまして、港区立青山運動場管理棟の機械設備改修工事、電気設備改修工事及び建築工事を行うため、管理棟及びテニスコートを休場することにつきまして、お諮りするものでございます。

項番1「休場期間」でございまして、まず、(1)管理棟につきましては、令和5年1月4日から令和5年3月31日までを予定しております。なお、管理棟の休場期間中も近隣の区有施設において、利用受付のみ行う予定としておりますので、野球場につきましては利用が可能となっております。次に、(2)テニスコートにつきましても、令和5年1月4日から令和5年3月31日までを予定しております。

項番2「告示日」でございまして、こちらは教育委員会でご承認いただけましたら、本日すぐに告示予定としております。

項番3「テニスコート利用予約申込みの中止」でございまして、区立運動場は、利用月の3か月前の5日から抽選申込みが開始となります。そのため、利用者に対しまして、令和5年1月以降のテニスコート利用予約の申込みを中止することにつきまして、この後、今月下旬から、港区施設予約システムのお知らせ欄、区ホームページ、施設への掲示等により利用者の皆様に周知いたします。

項番4「今後のスケジュール」でございまして、こちらにつきましては、できるだけ早く周知を始めたと思っております。まずは本日から、利用者への周知を開始いたします。10月下旬に区民文教常任委員会へ報告した後、令和5年1月4日より改修工事に着工いたします。令和5年3月31日に改修工事が終了いたしましたら、4月1日からテニスコートの利用再開を予定しております。

項番5「その他」でございまして、以前にもご報告しておりますが、本年度は港区公共施設マネジメント計画に基づく管理棟の設備改修工事が、これら以外にも麻布運動場の管理棟でも予定されております。詳細につきましては、工事期間が確定し次第ご報告いたしますが、可能な限り、工事箇所以外での運動施設は利用できるように調整したいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第87号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第87号について、原案どおり可決することに決定をいたしました。

- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第88号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第89号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第90号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第91号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第92号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第88号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第89号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第90号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第91号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」、及び議案第92号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」、以上5案を一括して説明をさせていただきます。

資料につきましては、教育委員会資料、会議資料、ナンバー3からナンバー7でございます。恐れ入りますが、資料ナンバー3の一番後ろにつけてございます、資料ナンバー3-3にて内容を説明させていただきますので、御覧ください。

初めに、項番1「趣旨」でございます。今回の改正は国等における育児に関する制度改正などを踏まえ、幼稚園教育職員、及び会計年度任用講師の育児と仕事の両立を支援するため、育児参加休暇や期末手当等について見直しを実施するものでございます。それでは、項番の2を御覧ください。改正する規則と主な改正内容について説明をさせていただきます。

まず、議案第88号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」と、議案第89号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」についてです。この二つの規則においては、育児参加休暇の取得期間について改正したいと考えております。育児参加休暇につきましては、配偶者等出産をした職員が、1日または1時間を単位として合計5日間まで取得できる休暇となっております。現在の育児参加休暇は、出産後8週間まで取得可能となっております。

おりますが、これを出産後1年、1年間までといたします。なお、取得できる日数、5日に関しては、変更はありません。

次に、議案第90号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則」、議案第91号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」、及び議案第92号「港区幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則」の改正内容について説明をさせていただきます。

こちらは国における育児休業制度の改正を踏まえたもので、区長部局、人事課においても、港区職員の育児休業等に関する条例が一部改正されました。それにより、本年10月1日から育児休業を分割して2回まで取得することが可能となるなど、制度が改正され、育児休業がより取得しやすくなるものでございます。これを受けて、期末手当、勤労手当の算定時における育児休業の取扱いについて、育児休業の期間が合算して、合わせて1か月以下の場合、その期間を欠勤等としない、除算する対象外ということで規則を改正いたします。

次に、項番の3「施行期日」です。施行日は、令和4年10月1日といたします。なお、期末手当及び勤労手当につきましては、次の手当支給が12月となってございます。最後に、項番の4「その他」についてです。今回の改正につきましては、人事課において所管している区の職員及び会計年度任用職員についても同様の制度改正を実施予定でございます。

なお、今回は職員の育児制度の改正に伴い規則改正をお願いするものでありますが、以前8月22日の教育委員会にてご審議いただきました、職員の定年引上げに関する関係条例の改正につきましては、現在会期中の区議会、定例会で議決を頂く予定でございます。定年引上げに伴う関係規則の改正につきましては、その議会が閉会后、10月以降の教育委員会にてご審議いただく予定でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。

議案第88号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第88号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第89号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第89号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第90号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第90号については原案どおり可決することに決定い

たしました。

次に、議案第91号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第91号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第92号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第92号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第4 報告事項

##### 1 令和4年第3回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程第4 報告事項に入ります。「令和4年第3回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー1を御覧ください。去る9月8日、9月9日、2日間にわたりまして、第3回港区議会定例会におきまして、代表質問、一般質問ということで、7名、18問の質問がありました。教育長が答弁しております。一部でご報告をさせていただきます。

3ページを御覧ください。まず1番です。池田こうじ議員。子どもたちの育みについてということで、学校施設開放の方向性についての質問です。学校施設開放のオンライン化について、明確な方向性を示す時期だと思いますが、教育長の考えを伺うというものです。

教育庁答弁です。本年の7月から学校施設開放の運営方法等を議論するため、主要団体の代表者、学校関係者で構成する学校施設開放運営委員会を2回開催しています。運営委員会では、学区域の子どもや、地域住民による既存団体の活動の維持、学校教育に貢献している団体への配慮、時間枠の見直しによる新規団体への使用枠の確保、学校施設開放におけるルールの徹底等を優先する方向性が示されました。この方向性について、区ホームページでご意見を募集し、運営委員会で議論を重ね、令和5年度中の学校施設開放のオンライン化に向けた、具体的な運営方法を丁寧に検討してまいりますと答弁しております。

もう1件、ご報告させていただきます。6ページを御覧ください。阿部浩子議員になります。港区の戦争の様子を子どもたちに伝えていくことについてということで、質問の内容は、子どもたちが港区でこれまでの歩みを振り返り、港区の戦争の様子について学ぶ必要があると考えます。教育長のお考えをお聞きしたいということです。

教育長の答弁です。現在、区立小中学校では、国語や社会の学習で戦争体験者から、当時の体験談を伺う機会を設けているほか、校外学習で昭和館などの関連施設を訪問し、東京大空襲や戦争時の生活について学んでおります。今年度、赤坂小学校では、5年生が総合的な学習の時間に、地域

の戦争体験者をゲストティーチャーとしてお招きし、学童疎開の様子について学ぶ授業を行う予定です。今後はこうした取組に加え、授業において「デジタル版 港区のあゆみ」である、港区デジタルアーカイブを積極的に活用するほか、区の教育研究会において、区が刊行している「港区戦争・戦災体験集」を改めて周知するなど、港区での戦争の様子を詳しく知る機会を充実させることで、児童、生徒が戦争の悲惨さや平和の尊さをより深く学べるよう努めてまいりますと答弁しております。

そのほか、全体で18問ございましたけれども、御覧いただきたいと思います。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

## 2 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について

○教育長 それでは次に「令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育室指導担当課長 それでは、こちら資料ナンバー2を用いまして、報告をさせていただきます。令和4年度に実施いたしました「全国学力・学習状況調査の港区の結果について」でございます。項番1を御覧ください。「調査概要」のところに書いてありますが、実施日は4月19日、調査対象は小学校6年生の児童と中学校3年生の生徒となります。調査内容でございますが、小学校6年生が国語、算数、理科。理科は4年に1回という形になってございます。今年はたまたまその4年に1回に当たりましたので、やりました。そして、児童質問紙。中学校が3年生で、国語、数学、理科。こちらの理科も、4年に1回ということで、今回当たりましたのでやりましたという形です。それと、生徒質問紙です。質問紙というのは、調査する学年の児童、生徒を対象にして、学習意欲ですとか学習方法、学習環境について質問をしているというものでございます。後程こちらもご説明をさせていただきます。

では、項番2を御覧ください。「教科に関する調査結果」というところでございます。

まず小学生からです。左側が令和4年度、右側が令和3年度とさせていただきます。国語は、全国と都よりも高かった。算数も同じく、全国と都よりも高いと。理科だけが、平成30年度のを令和3年のところに書かせていただいておりますが、こちらが高いという結果になりました。令和3年度も、実は小学校は全部、全国よりも都よりも高いという結果になってございます。

中学校ですが、ちょっと残念というか、国語が全国よりも都よりも低い結果となってしまいました。それから数学につきましては、全国よりは上回っていますが、東京都と同じ。理科につきましては、東京都よりは低く、全国より高いという形になりました。それを参考に載せているのが昨年度のものになってございます。

具体的にどの部分が、港区のお子さんが苦手だったかというところについて、画面共有をさせていただきます。では、まず小学校から行かせていただきます。こちらの問題が、上回ってはいるのですけれども、こちらのBセットの方、右側の方に書いてあるのですが、カップケーキ

が7個分の値段を、この「 $1, 470 \div 3$ 」で求めることができる訳を書くと。これ、答えを出すのは多分、港区のお子さんたちは結構できるのかなと思うのですが、その理由について、左側に書いてあるユウトさんが説明している部分の説明の、これはAセットの説明がしてあるのですが、これのBセットバージョンを説明するというもので、記述式になっています。こちらについて書くことがちょっと苦手ということで、東京都の正答率が72.4、全国が76.0、港区が69.3と、ちょっと低かったという結果になってございます。

それからもう1問、低いものがありましたので、こちらをご紹介します。理科になります。こちらについては光の反射で、鏡で壁に当てて、光の反射の屈折とかそういうものを3年生で勉強しますが、こちらについては、文章の読み取りが難しかったのかなとこちらは分析しています。ちょっと見づらいかもしいないですが、タカシ、ハナコ、カツヤと3人いるのですが、タカシが丸の形、ハナコが三角、カツヤが四角なのです。壁に三角の光が当たった人は誰かというものなのですが、これについて三角なので、ハナコなのかなと思いきや、解答としては、カツヤさんなのです。これは、自分で持っているだけでは光が当たらないので、うまく自分でずらして、カツヤがハナコを当てた上で壁に当たるみたいな回答になるので、カツヤの鏡を動かしていいとはどこにも書いていないのですが、動かさないと回答が出ないものになります。

なので、実際に授業中にやったことがあるということと、そこを読み取って、自分で動かしているのだと読み取らないと回答できないというところで、ここが非常に低く、全国も27.8、東京都も26.8、港区が24.0ということで、2割ちょっとのことしか合っていなかったというのがあります。小学校につきましては、この2問のみ平均を下回っていましたので、ご紹介をさせていただきました。

では、続きまして、中学校の方に行きたいと思います。中学校ですが、まず国語です。下回った問題として、これが一番実は下回っていて、行書なのですが、行書の意図について読み解くという問題なのですけれども、行書の特徴を理解していないと、正解は1番の、これすいません、1個、前のページに実はあって、この弓の1画目、2画目のところを読み取って、筆順の変化に気をつけて書くことができるというのが行書の特徴なのです。それを読み解かなければいけないのですが、実際にそういうふうにきちんと指導者も教えているか、子どももそれを理解しているかということが分からないと書けない問題なので、ここがとても低かったです。こちらが、全国は39.4、都が39.6、港区が33.9という形でした。

もう1問、国語で低かったものをお伝えしますと、これは実は問題が続きのところなのですが、農林水産省のウェブページの資料の一部が、いっぱい書いてあるのですが、そこから読み取って、最後に情報を引用して、意見文の下書きに、スマート農業の効果を自分で書き加えるという問題なのです。書き加えるというと、自分の考えが伝わる文章とかを根拠を明確にして書かないといけませんので、これについてはやはり読み取って書き出すとかだとできているのですが、自分の考えプラス読み取らせてもらって書くということで低く、全国が46.5、都が43.8、港区が41.1というくらいのものでした。

ここの2つがとても低かったので、出させていただきます。国語のところなのですが、全体的に自分の考えを話したりとか書いたりするのが苦手だということで、分析をさせていただきます。

では、数学に行きます。こちらにつきましては、2問、大きく間違っていたものについてお伝えさせていただきますかなと思ったのですが、まず、左側の問題で、こま回し大会で、こまをヒストグラムの特徴を元を選んで、理由を説明する。AとBというのがあるのですが、どちらを選んでもよいのですが、自分はなぜこちらを選んだかという理由を書かないといけない。そうすると、まず、どちらが正解というのはないのですよ。Aを選んだらこういうふうには書かなければいけない、Bを選んだらこう書かないといけないというのが、何パターンも答えがあるので、自分で実際にヒストグラムを読み取って、データの傾向を的確にとらえて、判断理由を数学的な表現を用いて説明しなければいけない。例えば、こまのAを読むと、絶対値がBより高いので、そちらを選びましたとかと答えないといけないのですが、ぱっとそれが読み取れる子と読み取れない子といるので、そこが難しかったのかなということで、全国が44.0、東京都が47.0、港区が42.5でした。

もう1問です。右側のここの問題です。そのまま、この一番右下の図のことを箱ひげ図というのですが、今回新しく学習指導要領に入った問題です。今まではなかったものです。これを使うと、箱ひげ図から分布図の特徴を読み取って、データの個数の散らばりの程度を正しく読まなくてはいけないのですが、きちんと最小値と最大値の間が中央値になるのに、中央値の箱のところの真ん中を読んでしまっていたりとか、そういった間違いの回答がありましたので、これもなかなか作図や読み取りが慣れていないとできないのかなということで分析をさせていただきます。

では、次です。すいません、長くなりますが、理科です。天気の問題なのですが、観測データを用いて上空の気象状況を推論した考察の妥当性を判断するというので、よく見ると湿度が一緒で、気温が違ってとかというような問題なのですが。最後の問題なのですが、ナカムラさんは、このデータから湿度は関係しないよ、とこの分析では言っているのですが、何で湿度が関係していないかを読まなくてはいけない。正解は「エ」の飛行機雲の高さの湿度を調べないと湿度は関係していないというのですが、多分「エ」を選ばないで、湿度が一緒なので、もともと湿度が一緒のところをやっているから違うのではないかという答えの「ウ」を選んでいる子が多かったです。なので、飛行機の高さのところと、そこのところで違うのだということに気づかないと、なかなか難しかったのかなということです。

もう1問です。この一番下の男の人がしゃべっているところの問題なのですが、水を分解して発生させた水素を使い続けるためには、前提として何かが必要だということを言っていて、水素の燃料をつくる仕組みのことを言っているのです。正解としては、太陽の光がないと継続的に続かないという話なのですが、もともとの勉強として、持続可能な仕組みを理解していないと分からないのかなということで、こちらが港区23.2%と一番低い問題でした。長くなりましたが、問題についての解説はこちらになります。

本編に戻らせていただきまして、2ページ目を御覧ください。児童質問紙のところです。まず自

分自身について、よいところがあると思いますかということや、難しいことでも失敗を恐れず挑戦していますか。いずれも港区は東京都や全国に比べて高いポイントをしていて、子どもたちの自己肯定感とかもしっかりあるのかなというような形で見させていただきました。

3 ページ目を御覧ください。ICTの問題になります。児童においては5年生までに、生徒においては、1年生、2年生までに受けた授業で、コンピューターなどのICT機器をどの程度使用しましたか。過去の問題だと、使用している授業が多いですかとかいう問題によくなっていたのですが、今、GIGAスクールが進んだので、ちょっと問題が今年変わっています。港区としては、小も中も週3と、ほぼ毎日というのが多いので、これはしっかりお金を入れてもらって入れた結果かなと思っております。

それから、もう1問で、あなたは学校でコンピューターなどのICT機器を、意見の交換をしたり、調べたりするためにどの程度使っていますかというところについては、全国や都よりは高いですが、ここはまだまだ60%とかそれぐらいしかないので、もう少し鍛えていかなければいけないのかなというふうに思っています。私たちが授業を見に行っているのですが、調べ学習と、自分の発表というのはすごく使っています。あと保管、記録というところ。ただ、意見を交換してそれを記録しておくというのは、なかなか授業形態上、時間もなかつたりということもあるので、ここについては、うまくやっている学校もあつたりするので、紹介をしていきながら、していきたいなと思っています。

次です。理科の勉強は好きですかということと、将来、理科や科学技術に関する職業に就きたいですかという問題になります。こちらにつきましても港区は、これは全国も、理科の勉強は好きですか、高かったのですが、概ね同じくらいの結果になっています。理科の科学技術に関する職業についても、就きたいと答えている子たちが多く、色々興味を持たせるという意味の試作体験を組んできたことの結果かなというふうに思っています。長くなりましたが、以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○田谷委員 前回の調査だったですかね。本区は理科が低いということがあったのですが、それが今回のようなレベルまで上がった。それから特に今、篠崎課長が最後に理科の学習についてというところで、大変高い率で理科が好きですとか、そういう職業に就きたいということになったというのは大変素晴らしいことだと思うのですが、何か学習上で変わったところがあるのでしょうか。

○教育室指導担当課長 結果としては、まだまだ点数としては低いのですが、意欲としては、子どもの実態に合わせるですとか、実験をしっかりしていると好きになるという率が高いので、そのためには、先生たちが実験が得意でないとやりたがらないというのが出てきてしまうので、先生たちの研修により力を入れているのと、お茶の水女子大学の先生に、中学校は出前講座という形で、教えてもらっているのですが、それも調査結果と子どもたちの意欲から迫れるような内容をご指導いただいてというところで、力を入れてきたところです。

○田谷委員 非常にご苦労が読み取れる結果になったと思います。ありがとうございます。その理

科の中でICT関係、例えば港区の場合は、自然学習になりますと、非常に自然が少ないので、自然に触れるチャンスも少ないのですが、ICTによって補われたというようなことはございますでしょうか。

○教育室指導担当課長 実際に見に行くということはなかなかできないのですが、例えば地層の勉強ですとかそういうものは、ICTによって見るができる。逆に断面を切ったところを、それはデジタルならでは見たりできるので、そういう構図になっているのかとか、そういったところでは、興味は今までよりも持てるようになったのではないかなというふうに思っています。

○田谷委員 篠崎課長、どうもありがとうございます。これからも、理科は非常に面白い科目だと思いますので、努力を重ねていただきたいと思ひますし、他の科目についても今回中学生が若干数字が低かったという点も、未来に向けてというのか、そういう形で努力していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

- 3 後援名義等の8月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 7 図書館の8月分利用実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 10 みなと科学館の8月利用状況について
- 11 10月教育人事企画課事業予定について

○教育長 それでは次に、「後援名義等の8月使用承認について」から、「10月教育人事企画課事業予定について」の9件の定期報告については、配布資料のとおりでございます。各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

○教育長室長 前回、9月12日の教育委員会定例会にて、神宮外苑の再開発について話題となりました。その際に、詳しい状況について担当する区長部局の部署からの資料を含めてお示しできれば、ということとしておりました。今回、まちづくりを所掌します建設常任委員会の資料を入手いたしましたので、情報をお示しさせていただきます。メールで別途送らせてもらっていますので、そちらを御覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

お手元、御覧いただける状況にありますでしょうか。今回、建設常任委員会の資料ということで、

まず計画地の位置と地区の概要になりますが、港区、新宿区、渋谷区に位置する約66ヘクタールの大きな、広大な地区になります。大正期に整備されました神宮外苑の都市構造を基盤として、各種イベントの開催や運動空間として多くの方に利用されている一方で、施設の老朽化や空間の不足などが課題となっている地区です。そうした背景から、国立競技場の建て替えを契機とした施設の更新や、基盤整備が進められてきたというものです。今回新たに、地区整備計画を定めた区域において、民間により緑地等を創出する制度を適用して、スポーツ施設などの更新、そして基盤再編を通じた都市計画公園の整備によって、多目的に使えるオープンスペースの拡充とともに、安全性、防災性の向上を図るというものでございます。

これまでの主な経緯としましては、平成25年6月の都市計画決定から、東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針の策定などを経て、進められてきました。今後、令和9年度、新ラグビー場1期工事完了。そして令和13年度、新野球場工事完了。令和18年度、全体工事完了を予定しているというものでございます。整備する主な公共施設は、御覧のとおり広場や通路、そして緑道、緑地、空地などとなっております。

次のページ、2枚目を御覧ください。こちらが施設、建物等の内容としまして、ラグビー場棟をはじめ、野球場、テニスコート、イチョウ並木などが記載されております。イメージとしてのパース、並びに全体の配置図をお示ししております。

港区としましては、大きく二つの役割と持っているというふうにお聞きしています。まず、地区計画を立てるその是非の段階で、東京都の方から港区の都市計画審議会に諮問されまして、東京都に対して答申を行っているということでございます。もう一つは、再開発事業認可、こちらは東京都が行うものですが、その際、地元区として、港区は事前のチェック、そして事業者を指導する立場にあるということをお聞きしています。そうした形で確認を経ながら進めたものが、現在のこの資料というものでございます。資料の説明は以上となります。情報提供いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、なければこれをもちまして閉会といたします。次回は、定例会を10月12日水曜日、午前10時から予定しております。参集での参加ですので、よろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕